

焼津市告示第175号

令和6年度焼津市空き家除却事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月25日

焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市空き家除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、管理不全な空き家の発生を未然に防ぎ、安全で快適な住環境を実現するため、空き家除却事業を行う所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建て住宅（長屋、店舗等の用途を兼ねるものも含む。）であって、過去に居住の用に供されていたものをいう。
- (2) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等に該当する住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日において工事中であったものをいう。
- (3) 所有者等 空き家を所有し、又は管理する権限を有する者をいう。
- (4) 空き家除却事業 空き家（当該空き家に附属する工作物、立木その他の空き家が所在する土地に定着する物を含む。）を除却する工事のうち、次のアからエまでの要件を全て満たすものをいう。ただし、空き家の一部のみを除却する工事を除く。
 - ア 所有者等が発注した工事であって、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた解体工事業者が請け負うものであること。
 - イ 焼津市が実施する他の補助事業に係る補助金等の対象となる工事でないこと。
 - ウ 除却工事に係る空き家について、所有権、抵当権その他の権利を有する者（以下「共有者等」という。）がある場合にあっては、共有者等の権利を侵害するおそれのない工事であること。
 - エ 共有者等がある場合にあっては、当該空き家を除却することについて、共有者等の全員の同意を得ている工事であること。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれかに該当する空き家で、所有者等が空き家除却事業に該当する工事を行ったものとする。

- (1) 空き家になって5年以上経過したものと市長が認めるもの
- (2) 焼津市空き家バンクに登録され、2年以上経過したもの
- (3) 宅地建物取引業者と媒介契約が締結され、2年以上経過したもの
- (4) その敷地が建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条の要件を満たしていないものの（以下「無接道の空き家」という。）
(補助対象者、補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象者、補助対象経費及び補助額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象者

補助の対象者は、次のいずれにも該当する所有者等とする。

- ア 市税（次条の規定に基づく交付の申請時に納期限が到来しているものに限る。）
を滞納していない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条
第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ウ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。

(2) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、空き家除却事業に要する経費であって、過去に焼津市から耐震補強工事に係る補助金等の交付を受けていないもの、その他この要綱の目的達成のために市長が必要であると認める経費とする。

(3) 補助額

補助額は、補助対象経費の3分の1以内の額とし、30万円を限度とする。この場合において、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする補助対象者等（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 交付申請書（第1号様式）
- イ 空き家の登記全部事項証明書（空き家が未登記の場合にあっては名寄帳又は固定資産評価証明書）
- ウ 位置図
- エ 空き家除却工事の見積書の写し
- オ 空き家除却工事前の空き家の写真
- カ 同意書（共有者等がある場合に限る。）（第2号様式）
- キ 媒介契約書の写し（第3条第3号に該当する場合に限る。）
- ク その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限 令和7年2月28日まで

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（第3号様式）により

通知する。

(変更承認)

第7条 申請者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、変更承認申請書(第4号様式)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の変更承認申請があつた場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 申請者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、中止(廃止)届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた申請者は、除却工事の完了後、実績報告書(第7号様式)に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 空き家除却工事後の写真
- イ 空き家除却工事の請負契約書及び領収書の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業が完了してから30日以内又は令和7年3月31日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に掲げる書類の提出があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認を行った上で当該申請が適当であると認めたときは、焼津市空き家除却事業補助金交付確定通知書(第8号様式)により、申請者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過する日までに請求書(第9号様式)を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定を取り消し、焼津市空き家除却事業補助金交付取消通知書(第10号様式)により、申請者に通知する。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認める事由が生じたとき。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。